

中核市移行後の県費負担教職員の研修について

八戸市総合教育センター

1 中核市移行の時期

平成29年1月1日

2 法的根拠

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第59条（中核市に関する特例）

地方自治法第252条の22項第1項の中核市の県費負担教職員の研修は、(中略)当該中核市の教育委員会が行う。

3 法定研修の内容について

(1) 初任者研修

- ①法的根拠・・・教育公務員特例法第23条
 - ②対象・・・八戸市立の小学校、中学校の教諭として新たに任用された者
 - ③研修期間・・・初任者の採用の日から1年間
 - ④研修内容
 - ア 指導教員（法第23条第2項の規定により任命された教員をいう。以下同じ。）等が初任者の所属する学校内で実施する研修（1週につき8時間程度。ただし、年間240時間以上300時間以内）
 - イ 校外研修
 - 八戸市総合教育センター等が行う研修（年間25日）
 - （ア）宿泊を伴わない研修（年間21日）
 - （イ）宿泊研修（年間3泊4日）
- ※上記②～④は八戸市教委制定の初任者研修実施要綱による。

(2) 10年経験者研修

- ①法的根拠・・・教育公務員特例法第24条
 - ②対象・・・八戸市立の小学校、中学校の教諭等のうち、学校教育法第2条に規定する国、地方公共団体及び学校法人の設置する学校の教諭等として在職した期間（臨時的に任用された期間を除く。）が通算して10年を経過した者で、10年経験者研修を受講していない者
 - ③研修期間・・・在職期間が10年を経過した日以後における最初の4月1日から1年間
 - ④研修内容
 - ア 長期休業期間（夏季、冬季等の休業日をいう。）等における校外での研修
八戸市総合教育センター等が行う研修（年間12日）
 - イ 課業期間（教育課程に基づいた授業を行う期間をいう。）における校内での研修
授業実践を通じた授業研究、教材研究、特定課題研究等に関する研修
（年間15日）
- ※上記②～④は八戸市教委制定の10年経験者研修実施要綱による。

(3) 法定研修に準ずる研修として必要な研修

養護教諭、学校栄養職員（教諭）、学校事務職員の新規採用研修及び10年経験者研修

4 法定研修等の実施について

(1) 八戸市教育委員会（八戸市総合教育センター等）が行う法定研修

八戸市立の小学校教諭、中学校教諭の初任者研修及び10年経験者研修

(2) 県と協定を締結し、青森県総合学校教育センター等に委託して行う準備を進めている法定研修等

①平成29年1月～3月までの法定研修

ア 初任者研修3講座（小学校教諭対象1講座、小中教諭対象2講座）

イ 10年経験者研修1講座（小中教諭対象1講座）

②平成29年度からの養護教諭、学校栄養職員（教諭）、学校事務職員の研修

採用数の少ないことが予想される養護教諭、栄養職員（教諭）、学校事務職員の研修に関しては、費用対効果の面等から、県に委託して研修を行うよう準備を進めている。

③平成29年度からの他管教諭との交流や専門性を高める必要のある法定研修

初任者研修の宿泊研修や中学校教諭の10年研における技能教科等の研修に関しては、その趣旨からも県に委託して研修を行うよう準備を進めている。

5 中核市移行後のその他の研修について

(1) 八戸市教育委員会（八戸市総合教育センター等）が行う研修

今年度までと同様、八戸市の教育課題や教員の資質能力の向上を目指した研修講座を随時開催していく予定。

(2) 青森県総合学校教育センターでの研修

中核市の県費負担教職員の研修は、当該中核市の教育委員会が行うことになるため、平成29年1月以降、県総合学校教育センターでの研修を希望する場合は、聴講生の扱いとなる。これに伴い、旅費支給や研修履歴の体制が変更となるが、平成28年12月末までの県センターにおける研修の受講については、現在までと同様である。

6 法定研修等の実施に向けた準備

(1) 聞き取り調査

- ①青森県教育委員会学校教育課
- ②青森県総合学校教育センター
- ③青森市教育委員会

(2) 県総合学校教育センター、三八教育事務所が実施している法定研修の視察

(3) 法定研修実施要綱、要領の制定

(4) 現在の研修講座の質を維持しながら、どう法定研修を実施していくかについての検討等